

船舶事故調査報告書

平成24年5月17日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

| | |
|---|---|
| 事故種類 | 乗組員死亡 |
| 発生日時 | 平成23年9月21日 05時20分ごろ |
| 発生場所 | 北海道豊頃町 ^{ところ} 大津漁港南西方沖 十勝大津灯台から真方位216° 6.5海里付近 （概位 北緯42° 34.9′ 東経143° 32.6′） |
| 事故調査の経過 | 平成23年9月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 漁船 第18 ^{たいへい} 太平丸、17トン HK2-20955（漁船登録番号）、太平漁業有限会社 20.80m (Lr) × 4.60m × 1.46m、鋼 ディーゼル機関、569kW（漁船法馬力数）、平成元年7月 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年9月22日 免許証交付日 平成19年6月21日 （平成25年3月24日まで有効） 甲板員 男性 66歳 |
| 死傷者等 | 死亡 1人（甲板員） |
| 損傷 | なし |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長及び甲板員ほか14人が乗り組み、大津漁港南西方沖のさけ定置網の設置場所において、2個の円筒形ゴム製タイヤ状のローラーが回転して網を巻き上げる移動式の揚網機（以下「Vローラー」という。）を船首甲板中央に設置された魚倉の左舷船首方に固定し、Vローラーに定置網の一部である手網を船外側からかませて揚収作業を開始した。</p> <p>船長は、魚倉の左舷側中央付近に立ち、魚倉内の乗組員と話をしながら諸作業に当たっていたところ、平成23年9月21日05時20分ごろ、甲板員の悲鳴を聞き、Vローラーの船外側から手網とともに左胴体を巻き込まれた状態の甲板員に気付いた。</p> <p>船長は、すぐにVローラーを逆回転させるように乗組員へ指示し、甲板員を抱きかかえるようにしてVローラーから外した。</p> <p>甲板員は、乗組員により人工呼吸が施されたが、意識がなかった。</p> <p>船長は、携帯電話で僚船に連絡し、甲板員は、来援した僚船に乗せられて大津漁港に帰港したのち、救急車で病院へ搬送されたが、死亡が確認され、死因は、心破裂と検案された。</p> |

| | | |
|---------------|--|---|
| <p>気象・海象</p> | <p>気象：天気 晴れ、視界 良好 海象：波高 約0.5m</p> | |
| <p>その他の事項</p> | <p>本船は、本事故当時、接近する台風対策として手網の揚収作業を行っていたが、船体動揺はなかった。</p> <p>本船のVローラーは、手網を揚収する際のみ使用し、ふだんは本船から取り外していた。</p> <p>本船では、これまで手網の揚収作業中、操作レバーを操作する乗組員以外はVローラーに近づかなかった。</p> <p>本船のVローラーは、台座上に円筒形ゴム製タイヤ状のローラー2個を側面が接するよう垂直に配置し、船外側から網をかませてローラーを回転させるものであり、カタログによると最大引張力は1,500kgであった。</p> <p>ローラーの外径は約45cmであり、甲板上からローラー頂部までの高さは約115cmであった。ローラーの周囲には、パイプ製の巻き込み防止材が設置されていた。</p> <p>本船のVローラーは、船首甲板中央に設置された魚倉の前方から両舷の甲板上に敷設されたレール上を移動させることができた。</p> <p>甲板員は、さけ定置網漁の漁期のみ本船に乗り組み、本事故当時、5年目の乗組みであった。</p> <p>甲板員は、他地域でのさけ定置網漁の経験が豊富であり、ふだんから積極的に船内を隈なく動いて仕事をこなし、乗組員の信頼が厚かった。</p> <p>甲板員は、身長約165cm、体重約80kgであり、本事故当時、体調不良等を訴えていなかった。</p> <p>甲板員は、救命胴衣、軍手、上下ジャージ及び長靴を着用していた。</p> <p>乗組員の作業分担は、決まっていなかった。</p> <p>甲板員がVローラーに挟まれる瞬間を目撃した乗組員はいなかった。</p> | |
| <p>分析</p> | <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p> | <p>不明 不明 不明 甲板員の死因は、心破裂であった。 本船は大津漁港南西方沖において手網の揚収作業中、甲板員が、Vローラーに巻き込まれたことから、心破裂したものと考えられるが、巻き込まれた状況を明らかにすることはできなかった。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、本船が大津漁港南西方沖において手網の揚収作業中、甲板員がVローラーに巻き込まれたため、発生したものと考えられる。</p> | |
| <p>参考</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Vローラーが作動中は、Vローラーに接近しないよう乗組員に周知徹底し、やむを得ず接近する際は、声出し確認を行うこと。 | |